

佐賀市開発審査会付議基準包括承認基準

(要 旨)

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第14号及び法施行令（昭和44年政令第158号。）第36条第1項第3号ホの規定に基づき、あらかじめ開発審査会の議を経るための提案基準である佐賀市開発審査会付議基準のうち、下記の基準に該当するものについては、開発審査会の議を経たものとみなす。

なお、この基準に基づき当該許可処分の後、直近の審査会に報告するものとする。

記

(基 準)

- 1 第4号基準 「既存集落の自己用住宅」
- 2 第5号基準第1項及び第2項 「指定既存集落内の自己用住宅、分家住宅」
- 3 第6号基準 「地区集会所等」
- 4 第9号基準 「地域経済牽引事業の用に供する施設」
- 5 第18号基準第3項 「適法に建築された住宅の使用の変更」
- 6 第18号基準第4項 「既存権利の未行使に係る救済措置」
- 7 第18号基準第5項 「既存権利の未届けに係る特別措置」
- 8 第18号基準第7項 「平成19年11月30日法改正以前の法第29条第1項第4号により開発行為が行われた土地の区域内において行う建築物等の建築」9 法第34条第14号の規定により許可を受けたものの変更許可（法第30条第1項第3号から第5号までに該当するものに限る。）
- 9 法第34条第14号の規定により許可を受けたものの変更許可（法第30条第1項第3号から第5号までに該当するものに限る。）

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年5月1日から施行する。